

令和7年東郷町教育委員会12月定例会	
日時	令和7年12月22日(月) 午後1時30分 開会 午後2時02分 閉会
場所	東郷町役場 2階第4会議室
出席委員	教 育 長 鵜飼 洋一 教育長職務代理者 加藤 逸男 委 員 山田 美登 委 員 近藤 覚 委 員 高坂 智子
欠席委員	—
説明のため に出席した 職員の氏名	教 育 部 長 大原 貴浩 参 事 加藤 丈晴 学校教育課長 大竹 邦一 生涯学習課長 中川 正康 給食センター所長 山本 康広 総合調整監 樋口 美紀
会議録作成職員	学校教育課長 大竹邦一
会議録署名委員	鵜飼教育長 山田委員
教育長の報告	(1) 校長への指導事項等について
報告事項	(1) 12月校長会について(学校教育課) (2) 後援名義の使用許可について(学校教育課) (3) 要保護・準要保護児童生徒数について(学校教育課)
議題	議案第42号 東郷町少人数学級編成等の実施に係る任期付町費負担教員の任用等に関する条例の一部改正について(学校教育課) 議案第43号 東郷町体力づくり推進委員の委嘱について(生涯学習課)
傍聴者	なし

部長	<p>定刻となりましたので、ただいまから東郷町教育委員会 12 月定例会を開会します。</p> <p>会議の進行につきましては、教育長からお願いします。</p>
教育長	<p>それでは会議を進めてまいります。</p> <p>会議の日程につきましては、お手元に配付した議事日程のとおりです。</p> <p>日程第 1、会議録作成職員を指名します。学校教育課長を指名します。</p> <p>次に日程第 2、会議録署名委員を指名します。わたくし教育長と山田委員を指名したいと思いますが、いかがでしょうか。</p>
委員	(全員異議なし)
教育長	<p>異議なしとのことですので、12 月定例会の会議録署名委員は、わたくし教育長と山田委員とさせていただきます。</p> <p>次に日程第 3、教育長の報告です。</p>
教育長	<p>12 月 4 日の校長会のお話をさせていただきます。年度末まではまだ少しありましたが、1 年の終わりの節目に当たり、「組織の見直し」の視点で、学校全体を見つめてみることをお願いしました。「4 月当初にできていたことが、ないがしろになっていないか。」「特例・特別扱いが多すぎやしないか。」等点検してみたいと伝えました。学校で大きな問題が起きる前には「小さな綻び」があり、それを見逃してしまっていること「だまし、だましや、いいわ、いいわがありはしないか」が増えていくことで発生するがあると思います。組織を見つめなおすことをお願いしました。</p> <p>1 前回校長会の問題提起</p> <p>校長会としてのいただいた意見をもとに、共通理解を図って、懸案事項を前に進めるために方向性を確認しました。</p> <p>(1) 「自販機設置」</p> <p>各校とも、設置に関する意識は様々ですが、町教委として、包括的な提携を結んで、学校が「設置を進めたい」という判断をした場合は、速やかに動きさせるような体制づくりを進めていくため、各学校で設置について判断していただいてほしいと伝えました。</p> <p>(2) 「SSWの学校配置」</p> <p>より学校現場の感覚に寄り添った対応をするために、次年度学校に座席を置いて、校長先生の管理・監督の下で活躍してもらえよう進めていきたいという話をしました。</p> <p>(3) 「放課後子ども教室（きらこ）・放課後児童クラブ（児童館）の今後の町としての施策の方向性」</p> <p>希望した子は全て入れるようにしましょうとというのが町としての方針ですので、何がかわるかという、今年の夏のような「唐突感」がないように手順を踏むよう働きかけをしました。小学校の部活動がなくなりますので、希望者数がどのように推移するのか読めませんが、「子どもたちのために」の視点を共有して、新しいかたちを模索していきましようという話をしました。</p>

	<p>2 「東郷ボートクラブの遠征時の問題行動」の指導の経緯の報告</p> <p>学校としては、「学校外での出来事にどう向き合うのか」ということと、「性的な問題行動に対する配慮」を今後に活かしていきたいと考えている話をしました。</p> <p>3 「おあとがよろしいようで…」</p> <p>私は今まで、様々な役職・立場を経験させていただく中で、ひそかに大切にしてきた考え方があります。落語などの演芸の最後に使われる「おあとがよろしいようで…」の考え方です。そこには、自分は所詮つなぎ役でしかないという謙遜の意味が込められていますが、私はかえってこの言葉が大切だと思っていて、「自分が…、自分が…」と思いがったり、役職や立場に執着したりすることを戒める言葉であると思いますし、ほんの短い時間かもしれないが、過去と未来に敬意を払いつつ、今できることに一生懸命になる自分であるための、勇気とやる気が起きる考え方だと思っています。組織も、次に誰が来てもやりやすい組織にすることと、誰かがいなければ回らないような組織にしないことを心掛けてきました。自分の一生懸命さを軽んじるわけではないですが、組織は生き物で、永遠に組織に残り続ける人はいませんので、そういう視点が大切だと思うという話をさせていただきました。</p> <p>4 別件ではありますが、今週の水曜日に不登校関係の校内教育支援センターの全体検討会があります。今年は所謂試行期間で、来年から本格実施が始まりますが、本格実施を前にして、町として3中学校での大きな方向性を決める会です。その中で、基本理念を共有したいと思って、教育委員会内で検討して、こういう形で学校に提示をします。まず基本理念の一つとして、「ひとりひとりの多様な不登校の状況に応じた柔軟な対応」があります。状況は様々です。やっと布団から出られるようになった子、やっと学校に来ることができるようになった子。もうすぐ教室に行けそうな子。いろんなグラデーションがありますので、ひとりひとりの多様な状況に応じて柔軟な対応をする。とても大切かと思っています。時には個々の状況に応じて例えば登校時間や、在校時間、服装といった規則「ねばならない」ことを取り払ってやるが必要な時もあります。一つは柔軟な対応をしましょうよという理念。二つ目が「生徒が自分で決めた規則に従うための支援＝自律支援」自律をするための支援、自分に課したことをできたかどうか自分に問いかけるための支援、これは、学校とは来さえすれば何をしてもいい場所かというジレンマがあって、まず学校に来ることが目標になっている子、そういう子もいます。でもこの空間の中で自分が何をするか、「この時間は勉強をする、この時間は休憩する。」と、自分で考えてそれに従って行動していく、自律してというのは自分の生活をデザインするといえますか、そういった個に応じた支援をする。その先にあるのは、ひとりひとりが自分で生きる力であると思います。その辺りの理念を学校と共有したいと思っていますので、お伝えさせていただきました。</p>
教育長	<p>以上で 教育長からの報告を終わります。</p> <p>質問がありましたらお願いします。</p>

【外部公開用】

委員	質問です。校長会でお話ししていただいた、組織の見直しに関する話について、いつまでにとか立案について何か決まっているのですか。
教育長	学校は3学期に入りますと、年度末反省の時期に入ります。一年間を通して、例えば生徒指導主任は、その立場で反省しましょうと生徒指導部会があります。学校の中には教科指導・行事など様々な部会がありますので、その中で反省を持ち寄って4月の支援を再構築する場になります。それが始まる前に投げかけをさせていただいた。学校として始まる前に、校長先生に俯瞰的に見ていただきたいというつもりで話をしました。報告書とか期日というのは各学校ですで行われていますので、投げかけの状態であります。
委員	理解しました。
委員	S S Wが学校に席を置くという話がありましたが、校長先生の下で動いてくださるということでしたが、今は学校毎におみえになるのではないのですか。
教育長	担当はいますが、席は役場にあります。例えば、東郷中学校に席を置いて、東郷小学校の学区を回りましょうとか、そういった形態にしていこうと。その方がより現状に即した対応ができるということです。担当エリアは今とそう変わりはありません。実際にやることはそう変わらない。
委員	常駐というわけではなくて、場所を学校に作っていただいて、腰を据えて対応していただけるということなのですね。
教育長	そうです。
委員	わかりました。
教育長	ほかに質問もないようですので、以上で教育長の報告を終わります。 次に、日程第4、報告事項に入ります。 事務局から説明をお願いします。
参事	(1) 12月校長会について ①12月初めから中旬にかけて、全ての小中学校において、個人懇談会を実施しました。 子どもたち一人一人が、前向きに、学校生活や家庭生活を送ることができるように、教員からは児童生徒の学校の様子を、保護者からは我が子の家庭での様子を伝え合い、お互いに情報共有をしました。中学校3年生については、卒業後の進路についても、しっかりと確認をしました。 明日の12月23日(火)が2学期の最終登校日であり、約2週間の冬休みに入ります。児童生徒たちには、冬休み中も健康管理に気を付けさせて、充実した生活を送ってもらうことで、3学期もまた、元気に、学校へ顔を出してもらいたいと思います。 ②S S Wが、各学校に行き、保護者や児童生徒との相談活動に取り組んでいます。どの学校においても、多くの方々から相談を受けており、大活躍しております。冬休み中にはS S Wによる電話相談を行います。

【外部公開用】

	<p>今年度は2学期最終日の12月23日（火）と、冬休みに入った12月24日（水）と、冬休みが終わる1月6日（火）の3日間、電話相談を実施する予定です。電話相談を実施することによって、冬休み中の保護者や児童生徒の悩みや不安を少しでも解消していければと思います。</p> <p>③教職員の11月の在校時間については、80時間超も100時間超も、小学校、中学校ともに一人もいませんでした。</p> <p>これは、運動会や体育大会、修学旅行や文化祭などの大きな行事が10月で終わった学校が多かったことと、平日の部活動の活動時間が、11月に入って、短くなったことが挙げられます。</p> <p>今後も、無理のない働き方改革を進めることで、教職員の健康管理にも、引き続き、気を付けていきたいと思っています。</p> <p>12月の報告は、以上です。</p>
学校教育課長	<p>(2) 後援名義の使用許可について</p> <p>資料は1ページになります。</p> <p>令和7年11月17日から同年12月12日までに、後援名義使用の申請があり、専決処分した案件は、2件です。</p> <p>事務局で確認したところ、過去に許可したものとおおむね同様の内容でした。</p> <p>説明は以上です。</p>
学校教育課長	<p>(3) 要保護・準要保護児童生徒数について</p> <p>「報告事項（3）要保護・準要保護児童生徒数について」説明します。</p> <p>資料は21ページになります。</p> <p>令和7年11月12日から同年12月16日までに申請があり、認定した件数は235件です。なお、兵庫小学校の2件は今年度新規の申請があった方です。</p> <p>説明は、以上です。</p>
教育長	<p>ただいま、事務局から説明がありましたが、質問がありましたらお願いします。</p>
教育長	<p>質問もないようですので、以上で報告事項を終わります。</p> <p>次に日程第5、議題に入ります。</p> <p>議案第42号 東郷町少人数学級編成等の実施に係る任期付町費負担教員の任用等に関する条例の一部改正について、事務局の説明をお願いします。</p>
学校教育課長	<p>議案第42号について説明させていただきます。</p> <p>資料は22ページになります。</p> <p>議案第42号 東郷町少人数学級編成等の実施に係る任期付町費負担教員の任用等に関する条例の一部改正について</p> <p>東郷町少人数学級編成等の実施に係る任期付町費負担教員の任用等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定めるものとする。</p> <p>この案を提出するのは、任期付町費負担教員の給料月額等を改正する必要があるからである。</p> <p>資料29ページ 議案の概要をお願いします。</p>

	<p>1 改正理由は、          県費負担教員の給料月額の改正に準じ、任期付町費負担教員の給料月額を改正するとともに、効率の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部改正に伴い、教員の職務の状況に応じた処遇の改善を行う必要があるからである。</p> <p>2 改正内容は、          第14条第2項関係で、任期付町費負担教員の義務教育等教員特別手当の額を、業務の困難性や職務の級及び号給に応じて規則で定めることと別表関係で、任期付町費負担教員の給料月額を引き上げること</p> <p>3 施行期日等は、          2(1)については、令和8年1月1日から施行すること、2(2)については、公布の日から施行し、令和7年4月1日から遡及して適用すること。でございます。</p> <p>説明は以上となります。</p>
教育長	説明が終わりましたので、議案第42号について審議をお願いします。
学校教育課長	<p>教員の給与の改正については、公務員の給与の改正と同じで毎年行われています。県で約3.1%の改善ということで、4月までさかのぼった形で支給することになるということが一点と、もう一点が、国の法律が改正されることに伴って学級担任とそうじゃない人に応じて差をつけようというのが、国の法律改正により1月から始まります。学級担任の方が負担は大きいけれども、現状だと担任を持っている人とそうでない人での処遇が変わらないので、この1月1日から3千円多くなるという改正をするのですけれども、額全体としては変えないで、2/3は義務教育等教員特別手当を下げて、その分を3千円学級担任の手当として充てるということで、全体としては変わらないという考え方でメリハリをつける体制になるということです。県も同じように条例改正をしていて、うちも明日議会に上程してお認めいただくという予定をしています。条例とは関係ありませんが、国の処遇改善としては、教職調整額を1月から1%上げて、毎年1月で1%ずつ上げていくということが法律で決まっています。また、規則が今回に間に合わなかったのが、先決という形になりますが、1月の教育委員会で出させていただきたいというところです。</p>
委員	先ほど、県の給与が3.1%上がるという話があったかと思いますが、町の方は同じようにその3.1%に上乘せするような形になりますか。
学校教育課長	<p>県は3.1%改善するように級や号給に応じて改定を行うのですが、それに沿った、県が使うような表を町も使うというところで、調整して上乘せになるように、他の手当と合わせて検討しています。</p>
委員	<p>県と合わせておかないと差が開いてしまう。町の教員のモチベーションが下がってしまうことを懸念したのですが。</p>

【外部公開用】

学校教育課長	仕組みとしては、手当というところで、町の義務教育教員特別手当というものがあるのですが、1月の教育委員会での内容になってしまいますが、そこを町の任期付教員に上乘せしているのので、県と同じところでは、県を多少上回るようなモデルケースで全部がそうかは確認できませんが、共済や福利厚生では県の方が上回るころではあるので、そういったところでは少し手当を上げて呼び込んでいきたいと考えております。
委員	ご配慮ありがとうございます。
教育長	ほかに質問もないようですので、採決に入ります。 議案第42号を原案のとおり可決することに、賛成の方の挙手を求めます。
委員	全員挙手
教育長	全員賛成ですので、議案第42号については、原案のとおり可決します。 ここでお諮りします。次の議案第43号は人事案件のため、東郷町教育委員会会議規則第12条第1項のただし書きにより、非公開にしたいと思いますが、非公開とすることに賛成の方の挙手を求めます。
委員	全員挙手
教育長	全員賛成ですので、次の議案第43号は非公開とします。
	<b>【内容非公開】</b> ※ 議案第43号は全員賛成で原案のとおり承認されました。
教育長	続きまして日程第6 各課からの連絡となります。 連絡事項のある課は、挙手をお願いします。
教育長	連絡等ないようですので、日程第6は終了いたします。
教育長	12月定例会の日程は、これですべて終了しました。 これを持ちまして、閉会といたします。それでは、事務局にお返しします。

午後2時2分閉会